

# 南海に於ける大乘王國

## 三佛齊とその佛教文化(一)

基 硏 研 究 藤 井 周 慶

### 目 次

一、地名の検索

二、王名の検索

B A 文獻による検索  
地理的検索

三、外國との交渉

三佛齊とは室利佛逝又は尸利佛誓とて現今のパレムバン港附近を中心として西紀七世紀後半より十四世紀末頃まで南海に活躍した一王國の名稱である。そして彼の國が自ら海路東西交通要衝の地位を以て政治通商其他あらゆる方面に於て印度・支那文化の交渉に最も貢献せる點は、固より、その主權者 Cailendra 朝が我が佛教特に大乘の忠實なる遵奉者としてその文化光被に努力したことに対する吾人はまた一層の關心を覺ゆるものである。さればその佛教流傳史上の役目は、たとひ粟散邊洲の地到底新疆乃至トルキスタンの曠古に比すべきもなく、はた自然の暴威は文献學考古學等によつて提供さるべき直接史料を散佚せしめて之れが考究の上に超え難い限界を構へてをるとは言へ、かの西域に於けると同等であると思ふ。然るにすべて南海古代に於ける文化特に佛教の體系は少く

とも現在の學界に於ては未知數に屬してゐると言ふも敢て誇稱ではない。顧へば既往十數年蘭佛等  
幾多學者の手によつて碑銘乃至美術に關する權威ある論文の發表さるゝあり、その研究漸く緒に就  
かんとするも、寧ろ組織的な文化史的成果に接するは猶幾許の過程を經なくてはならぬであらう。  
故に今此等の斷續的な先蹟を辿りつゝ、その佛教文化の一端を窺ふことゝする。

## 一、地名の検索

### A 文献による検索

- a. 舍利毘逝 太平寰宇記四夷傳 (文献に出づる年紀) 第七世紀  
Crivjaya kota kapur 碑銘 六八六頃
- vien Sa 碑銘 七七五
- 尼波羅寫本 第十一世紀
- Crivjaya タミール碑銘 (ライデン大憲章中) 一〇〇五
- タンジヨール碑銘 一〇三〇
- b. 師利佛逝(誓) 義淨兩傳及百一羯磨注 六七一
- 戶利佛誓 唐會要 六九五
- 南海に於ける大乘王國三佛齊とその佛教文化 六五七

冊府元龜九六四等

七〇一一七四一

Sribuza

九一六

” (or Sarīra)

九四二

佛逝 (佛晉)

七一七

金剛智傳 (貞元錄等)

八世紀半

慧日傳 (宋高僧傳內)

(慧超往五天竺傳)

c. 三佛齊

九〇四

宋史

九六〇一一〇二八

法遇傳 (統紀致九九八有、宋史四九〇二左)

九八三

嶺外代答

一一七八

諸蕃志

同右

元史

九〇四

明史

九〇四

咸賓錄

九〇四

東西洋考

九〇四

島夷史略

星槎勝覽

西洋朝貢典錄

Sanbuza (Sarbuza)

Birūnī

一〇五〇

Harakī

一一三一

Ibn Saïd

一一一〇八—一一八六

Dīmāski

一四一五

Abūlīfa

一一七一—一四四三

Samboja

瓜哇古詩 Pararatom

p. 140

Semboja

瓜哇古詩 Pararatom

如上古文献に見ゆる地名のは大體に於て右の二種に歸納し得る。すなはち印度文化の延長である該王朝のそれは、又正確なる梵語の稱呼 Grīvijaya を用ひしこと明かで太平寰宇記四夷傳の舍利昆逝は正さにこの音寫に外ならぬ。かくて又、すべての公文書には此れが用ひられてあるは上掲の諸碑銘によつて知られる。<sup>(註11)</sup>の Kota Kapur 碑銘とはスマトラの東南岸バンカのコタ・カブル邑に發見された古馬來語の刻文であるが、その第九節に

// Çakavarṣatīta 608 din pratidapa çuklapakṣa vulan vaicakha, tatkālāna yaū mai man sumpah  
ini. nipahat di vilāna yaū vala Çrivijaya kalivat manāpik yaū bhūmi java tida bhaktika  
Çrivijaya.//

「六〇八を経過せしシャカの年、吠舍迦月（陰曆二月にして熱季）の第十五白分の一日（即十五日）（この日は）  
誰かに」の呪咀が刻り付けられし日にてあり。舍利毘逝耶の軍が舍利毘逝耶の君權を認めたりし  
所の闍婆の國に對して遠征に赴くに至れるは此の同じ年なり。」

シャカ六〇八年は西紀六八六年であるから、かの太平寰宇記と共に今日吾人の溯定し得る最古の  
ものであらう。Vieu Sa 碑銘及ライデン大憲章即アナイマンガラ法典は後節に敘べる所であるが、  
たゞ Cri vishaya もあるいはプラクリットの一型としてタミール語の訛音に過ぎない。次の師利佛逝  
は梵語が古マレイの土音に遷されて Cri buja (or bujaya) となつたもので、インドネシアの人々が  
V と唇音との區別が出來ないのは我々と同様である。むしてこれが正音と並行して文献に表はれて  
ゐる所から後世の訛でなく建國當初から存してゐたのであらう。故にアラビヤ人は之れを Sribuza  
と傳へてゐるが、唯困るのはセミチック文字の常として母音のみを記してゐるから一見 Sa. ri. ra  
のようであるがやはりこれも上記のように還元されるべくであらう。（ケルンの提案を用ふ）又單に佛誓と  
言つてゐるのは、その首府今のパレムバン港を指したのだと思はれる。しかしロツクヒルの言へる

如く、佛逝は必ずしも此地のみを指してゐるのではなく、他の場合には亦古城の一都城である。即ち安南音では phât-thê ドやはりインドネシアの Bud-jaya に當り、宋史四八九三ノ左に「清化元年新王揚陀排自稱新坐佛逝國」とありて、今の Binhdin ド島夷史略に毘齊とあるから、はり前者と同一梵音である」とが證明される (Rockhill, Notes on the relations and trade of China with the Eastern Archipelago and the coast of Indian Ocean during the fourteenth Century, T'ung-pao, vol.

XVI 1915 p. 98 参照)。

更に三佛齊はバリ島所傳瓜哇古典ベラトゥンに見ゆる所の Samboja, Semboja の音寫で、これは

(註三)  
後に述ぶる如く瓜哇王 Kertanagara (A. D. 1268—1292) が、一一一八六年此國主たる Maulivarmadeva との政治及宗教的交渉を記した所に出てゐるもので完全なる古マレー語である。上記宋朝の典籍は殆ど此の稱呼を用ひ、アラビヤ文献も十一世紀半以後 Sanbuza であるから、既にこの時代には通音となつてゐたと思はれる。尤も此の時には既に昔日の盛時に比すべくもなく、其後東瓜哇に擡頭した新王朝のため領土の大半を失ふに至つたから、三佛齊は確かに師利佛誓よりも狭いが後者よりの轉訛と見れば Bujaya→Bujay→Boja であるが、Cri→Sam の文法的必然を證し得ないのを遺憾とする。なほ此項に就いては考證すべき幾多の事柄を持つてゐるが他日別の題下に検索するとして唯以上の所述を左に表示するに止める。

Crivayaya	七世紀—八世紀 十世紀	Çrivijaya, Çribujaya Sam Buja, Séri Buja
	十一世紀—十四世紀以後	Seri Buja, Sam Boja, Sam* Boja

### 参考書

R. Brandstetter; Nata-hari oder wanderungen eines indonesische sprachforschers die Reiche der Natur, 1993, p. 32  
H. H. Juyuboll; Kawi-Balinesisch-Nederlandsch glossarium op het ondjawaanse Rāmāyana. La Haye. 1902

註 1 G. Ferrand; Le K'ouen-Louen et les anciens navigations interoceaniques dans les Mers du Sud, (J. As. XIsiecle t. XIV. p. 62)

W. W. Rockhill; Notes on the relations and trade of China with Eastern Archipelago and the coast of Indian Ocean during the fourteenth Centur; To'ung Pao (vol XVI 1915, P. 98)

註 11 此の完全なる版本は Verspreide Geschriften VII, 1917, p. 205 の内にケニハドケウヒ載せられてある。

註 11 クロム刊本再版、五〇二—一三—一三

### B 地理的検索

然らばいの國は何時頃より起り、如何程の範域を持つてゐるやうか。元來の師利佛逝の名が出づる最古の文献は吾人の知れる限りでは義淨三藏の兩傳及百一羯磨自注である。又殆んどこれと前後して太平寰宇記、唐會要及舊唐書があつて、乃ち咸享年間(西紀六七〇—六七三)の王が唐に使

を派したことが出てゐる。そしてそれ以前には耶婆提とか(法顯傳)、干陀利(梁書五十四九左、陳書三八左冊府元龜九五七ノ八右更ニ明代東西洋考十一十二ノ右)とか金洲(求法高僧傳致七百一右、寄歸傳序)とかの通稱を以て呼ばれてゐたが、七世紀後半に於て突如としてその名が顯はれたことは最も注目に價する。所がこゝに問題となるのは、スマトラ島中部 Minan kabaw 州の内なる Pagar Ruyon にある梵語碑銘である。之れは五重毘訶羅を建立し、佛を供養する旨が記された所から一部の學者から瓜哇の大建築バラ・ブドウールに關係づけられてゐるが、若し之れを Friendrich; Verhandelingen van het Bataviaansch Grenootschap van K. enw. XXVI, 1854—57, p. 31—に考證してゐる所によると、シヤカ五七八＝西紀六五六の日附だとすると現存の最古文献となるべき文中の主權者 Adityavarman が此の時存在せしを證明する他の史料無きのみか、却つて該州 Rubur Rāja に殘れる墓碑銘がシャカ一三〇〇＝西紀一三七八前後に日附られるを以て永く疑問とされてゐたが、ケルンは竟にこの誤讀を指摘してシャカ一二七八＝一三五六年と斷定し、更にクロムによつて綿密な調査の結果完全な譖本が發表さるゝに至つたからこの懸案が解決した譯である。

そこで冊府元龜一七七二四右に唐太宗貞觀十八年十二月(西紀六四四ノ終ヨリ六四五ノ初)には摩羅游の名で出てゐるのに二十餘年を経て突如師利佛逝の稱が用ひられ、更に寄歸傳に「末羅遊洲即今尸利佛逝是」とし、求法傳や百一羯磨自注には一層強く「末羅遊洲今改爲室利佛逝也」と記すに留意し

て少くとも義淨留學の以前幾許かを以て此王國の肇源としなくてはならぬと思ふ。隨つて高宗咸享年間（六七〇—六七三）遣唐使を派した曷蜜多 Harimitra<sup>?</sup>をその祖に擬し得るか、或なくとも吾人が文献によつて温ね得る最初の王である。尤も今改と言つても地名そのものを變更したのではなくて依然末羅遊はメナム・カバウ及其附近東岸に更らにマレイ南端至る中部地方であつてパレムバムの佛逝と雙方別々に見えてゐる。故に支那印度間の海路は一般に、

(一) 廣洲→佛逝→末羅遊→羯茶<sup>カツチャ</sup>→(婆魯師<sup>バロス</sup>↓) 裸人國<sup>ニコバル</sup>→耽摩立帝國<sup>ターラブリヤンタイ</sup>(ガンガ河口)

(二) 廣洲→佛逝→末羅遊→詹卑<sup>ジャバ</sup>→羯茶→那伽波亶那<sup>ナガボタナ</sup>→師子國

の何れかであつて羯茶以下は多少具略はあるが佛逝と末羅遊とは略々十五日行程としてゐる。」のことは既にペリオも兩傳佛譯 Deux itinéraires de Chine en Inde à la fin du VIII<sup>e</sup> Siecle, (p. 324)にも考證してゐるが、予は之れを一君主か諸酋長か何れかの末羅遊の政權が師利佛逝なる新興帝國主義の國家に遷つたものであると見たい。即ちこのバレムバンはその位置よりして自ら古來東西交通の要衝であつて——法顯が印度よりの歸途寄泊した耶婆提も恐らく此地であらう——隨つて早くから印度本土よりの移民多くその太守であつたシャイレンドラ家が漸次擡頭して竟に當時爲政者の羈絆を脱し、竟に之れを滅ぼしてその地位を獲得するに至つた。而して此の國の歴代君主は敬虔な佛教信者であつたことは義淨傳、金剛智傳始め諸種碑銘にて證せられる所であるが、その帝國主義

遂行上遠征と領土擴張とに専心した結果、霸威南海に振ひ隨つて佛教特に大乘佛教の過速度的傳播をもたらすに至つたのである。別表に示す如く西紀六八六年中央爪哇に遠征しマタラムに總督府を置いて之れを治めたのを始めとして、或はマレイ半島の大半を領し、たとひ一時的にせよ東南印度駐輦(註七)を附庸國とし、又錫崙島にも軍を懸くるに至つた。(註八)されば宋趙汝适諸蕃志上(西紀一二三五年)には既に十五屬國を數へてゐる程である。今ペリオの擬定によつて現地に配當してをかう。(註九)

蓬 豊

登 牙 儂

凌 牙 斯 加

吉 蘭

佛 羅

日 羅

潛 亭

拔 邁

單 邁

加 羅

希

不明

Bataka

Tāmbraliya

Grahi=Jaya

(英譯本六六P. 脚註八)

馬來半島東北岸 バンドン灣南  
馬來半島北岸

巴	新	監	藍	細	施	籠	里	蘭	馮	Palimbāī	瓜哇西部
										Kampe	スマトラ東岸
										Lamuri	スマトラ北部
										Ceylon	

以上之を要するに、該王朝の勢力も時に顯晦無きにしも非ず、屬領亦叛服常ならざりしと雖も、最も盛時を以て是れを圖るに蘭領東印度諸島は固より馬來半島北岸、印度東南岸の一部、錫器の一部に亘る大國であつた。そして印度本土との絶えざる交通によつて専ら彼地の文化を移植しつゝこの大舞臺に於て恒に正法の光被を未聞の人々に施した功績は燐として千古に輝くものである。實際彼等が如何に佛教徒たるを誇り、此れが傳播に意を用ひたかはマハーヴィンサの記事にその一端が表れてゐる。

Purākramalābhu (II. 1240—1275 錫器王) の大統十一年 Jāvaka (= Zabag = Samboja) の王はその強き軍隊を以て上陸し「我も亦眞に佛教徒なり」と言ひて人々を欺けり々々 Mahāvainisa (LXXXIII 36—48 p.)

これは一一五五年チヨーラと同盟して侵略せる時の記事であるが、その遠征の目的が一面那邊に

あつたかゝ知られると思ふ。がくて後述の如く、このシャイレンンドラ家の事業は正に孔雀朝の阿育大王、月氏の迦膩色迦王に比すべく、隨つて此海上の王國も支那印度佛教交渉の上に佛教地理學上重要な役割を演じてゐると言ひ得よう。故に之れを後に起つた東瓜哇シンガサリ、及マジャバイト朝が印度教を主とし、我教を傍とした態度に對照するときまた一段と興味を覺ゆることである。

註一 耶婆提 Yavadvipa 大麥即米の島にしてスマトラ（稀れに瓜哇西部）を指す印度人の稱呼である。アトレミーは之れを *Iapaoðu, Zapaoðu* といふ。アラビヤ人は *Zabag* とし Java の轉訛である。後世は専ら瓜哇島に限られたるも古へは蠻語ス島の *ムルダウイ*。又アラビヤ人には *Zabag* と *Jaba* とに區別しマルコ・ポロは大小の名を用ふ。詳しく述べ左の論文にあつ。

G. Coedès; Textes auteurs grecs et latins relatifs à l'Extrême-Gérent, Paris. (1910, p. 61.)  
S. Lévi; Pour l'histoire du Rāmāyana, J. As. XIe Série, (t. XI. 1918, p. 82).

H. Kern; Java en het Goudeiland volgens de oudste berichten, 1916, p. 307 (Verspreide geschriften V.).

なほ唐杜佑通典一八八 三四左 宋太平御覽七八八 一七右第三

註二 干陀利 Kandar, Kandar, カーナ付 Groneveldt; Notes on the Malay archipelago and Malacca, (p. 185-187) に記載之れをバレンバンだしたのは、梁書五十四九左 陳書三八右 册府元龜九五七八右 に南海洲上に在りとしたのを明の東西洋考十一十三右 に三佛齋の古名とあるを踏襲してゐるが論據薄弱である。さればマリオ Deux itinéraires, p. 401, no. 4 に指摘してゐるように本島の全稱であつてバレンバンもその一部に相違ないが、かの Ibn Mājid の Hawya (經典 no. 229) に記載してゐるように本島東北岸を指す場合もある。又これにはライデン大憲章の梵文部にある所の Katāha, 又 *m* u Sinkil (島) Kandar といふ本島東北岸を指す場合もある。又これには大憲章の梵文部にある所の Katāha, 又 *m* u Sinkil (島) Kandar といふ本島東北岸を指す場合もある。Archaeological survey of Southern India, vol IV; Tamil and Skt

南海に於ける大乘王國三佛齊との佛教文化

inscription; with some notes on village antiquities collected chiefly in the south of the Madras Presidency, S. M., Natcs'a Śāstři, Madras, (1886, p. 205, 218 略註)。然るに高桑駒吉氏の著「大唐西域記に記せる東南印度諸國の研究」(二二七頁)にチヨーラ王なる Rajendra Chola I が西紀一〇二一年陥れた Kadara を以てベルガル灣ペグ國の都城に比定してなられるが、ノビゼ Archaeological survey of India の内 F. Holtch; South Indian inscriptions, (vol. II, part 1,) 1891 p. 108 及び Epigraphia Indica (vol. IX, part 5, 1908, no. 31) Tirumalai rock inscription of Rajendra Chola I, P. 220—231 に出づる西紀一〇二〇年頃に日附けられる所謂タハラニール寺院の碑銘によられたものであらうが、予は寧ろ、それをスマトラと見る所以ある。何よりなれどマルニールのベカとの從來の政治交渉が證せられぬし、且又 Anaimangala 法典即ライボン大憲章に梵語 Kāṭhādhīpati, Čātendravahika,....., Čīnāravijayottungavarman とあり、タマニール語も同じく Kidūrat-rayan (I, 117) Kadūrat-rayan (I, 121) であつて、このシャンハドラ族なる該王父子は宋史四八九九年の思離味囉無尼佛麻調華と思離麻囉皮であるから、ればどうしてもスマトラとするが至當である。斤陀利も亦同地である。

註三  
金洲、求法傳致七百一右 貞固傳に「再往室利佛逝・詩爲我良伴・其屆金洲堅梵行……既至佛逝・宿心是契」又道宏傳に「於是乎舉志南海、共金洲擬寫三藏……既至佛逝、敦心律藏」とあり。寄歸傳序に「遂使鶴黃象尊之國頓丹墀、金隣玉嶺之鄉授誠碧砌」と言へるを、解綱鈔二(佛全二一〇上)に今案するに此れ室利佛逝なるべし、彼洲又末羅遊と名く、語勢金の義あり」とす。金の義は附會であつて既ニワヤヤナに此の島を以て Suvarṇarupakadripaṁ suvarṇikaramanḍitam とする所から事實金は產せないけれども、印度人によつて Suvarṇadvīpa, suvarṇa pura, 呼ばれ、アラビヤ、ラテンの文献にも黄金の興げきを喚へるゝに至つた。蓋し漠然と金地と稱せらるゝものなほ他に二つあり。善見律毘婆沙二(一八、九卷)に須那迦、齋多羅が派せられた金地圖であつてガイダルは之れを緬甸南地とす。新唐書二二二ノ下 四左に驃(南緬甸)の地とするに一致す。又西域記十(帝大木一四貞)に東印度芻羅擎蘇伐刺那を出す今ベルガル州に在り。而してアーラナータ佛教史(寺本師譯本三四四頁)に金地國の名あり。耶婆を以て小乘國とせるは誤りなるも恐らくの金地は小乘國たる所から譯者の註釋を穩當と思ふ。けれども同じく西藏所傳阿提沙傳(抄譯 Sarat Chandra das; Indian Pandits

in the land of snow, Culcutta, (1893 p. 50) 〔それは佛逝ボヘストモハム思ふ。彼れば(西紀九八〇・マルガルに生む)金洲の高僧 Ohandrakirti 阿闍梨の許に往かんとして商船に乘じ、航行數月暴風に襲はれ幾多艱難の後金洲に達せしが、當時此の地は東方に於ける佛教の總府なり。長老 Dipankara の下ニ學ぶ。二十二年歸路は帆船に乘じ Tamradvipa (錫蘭)を過ぎて印度に返れり。」(取意) す。チャハミト・ダスバタレナムカの Sudharmanagara 今の Thaton ナラム、航程の上よりまた阿闍梨の名より更に佛教總府とある以上、印度東海に於てスマトラ佛逝を觸りて外にな。

註四 H. Kern; Het Skt-inschrift op den grafsteen van Vorst Adityavarman te Kulur Raja, Menang Kabau II 1300 qoka (Verspreide geschriften (VII. p. 215-221)

註五 Krom; Commissie in Nederlandsch-Indië voor oudheikundig onderzoek op Java en Madoera (Oudheikundig Verslag 1912 p. 51-52)

註六 謂文 Groeneveldt; Notes on the Malay archipelago and Malacca (Toung Pao, vol II)

Ferrand; Malaka, le Malāyu et Malāyūr (J. As. XIe t XI p. 481-483 及び XII p. 68-70) 參照

註七 文獻通考四卷南語 (五六六頁)

註八 Mahāvanisa (LXXXIII 3649, LXXXVIII 62-75)

註九 Pelliot; Deux itinéraires (p. 358)

## 一一 王名の検索

三佛齊に關する如何なる史籍も提供されぬのは誠に遺憾である。カンショーマールに於けるラージヤタランギニー、錫崙に於ける大島兩史、又緬甸に於けるブッダヴァンサの如きは固より瓜咲のバララ

南海に於ける大乘王國三佛齊とその佛教文化

トン、ナガラケルターガマの如きすらない。唯外部にある古文献を涉獵して僅かに別表の如き主權者の存したるを知り得るのみであるが、或はその間百餘年の空隙あるもの、又遐至夏至等の普通名詞、末留、耶婆主、アヂ・スマトラブーミー等の地名及びマハーラージャ等歴代通名を擧げたるものも將來必ずや完全なる王稱を以て之れに充てられることであらう。故に系譜も知る由もないが唯思離味囉無尼から室利疊華に至る數代が父子相承であることがライデ大憲章及宋史によつて知られる。Maulibhusanavarman からして Anaigarman の最後王に至る間が蘭佛學者によつて研覈されてゐる。(註一)この世代は皆 Katahdhipati cailendravainça として Mahārāja の尊稱を有してゐた。Abulfidā、Hamāt、Dimaskī 等アラビヤ人は、マハーラージャの(ライデン大憲章及 Vien sa 碑銘)。島々とこれを固有の地名として全くシリブザの島と同一なるを述べてゐる程である。なほ此項も亦考證すべき幾多の史實があるけれども、後節佛教文化を叙述する所にて隨時之れを試みることとする。

廿一 Coedès; Le royaume de Çrivijaya, (p. 32) —

Y. Ferrand; Relations de textes géographiques arabes, persan et turks relatifs à l'Extrême-Orient, I et II.

(外語音寫)

三

卷之三

(日附)

(文獻)

1 烏 雲 多 2 戸 利 陀 羅 挑 壓		Harimedhas (mitra?) Cindravaman	開元二十九年八月 A.D. 721	咸 享 年 間 A.D. 670—673	(西紀) 藩 (文獻)
3 劉 滕 未 慈	Paramevara, Jayavarman I?				舊唐書 南蠻傳 冊府元龜九六四 同新唐書二二下 45
4 *Al-Fatayab (原語 Al-Fin)	Paramenvara, Jayavarman II, Caka 724—791 (Jayapati)				冊府元龜九六五 同新唐書二二下 46
*先 留 (ニ 未 留)	(Malay 王名=非ズ)				{al-nasālik wal-manālik (Leiden 刑本 13 p)}
5 悅利胡大霞里檀 思羅華羅無尼佛	Cīt Kuda-Haridana? (Adhirajja?) (Ajī=アレイ語王)	天祐六年 建隆年間 太平興國五年 咸平六年 大中祥符元年 天禧元年 天聖六年	A.D. 900—962 A.D. 960—979 {A.D. 979—1016 A.D. 1008 A.D. 1017 A.D. 1028 A.D. 1030	宋史 宋史 宋史 宋史 宋史 同史 同史	宋史 宋史 宋史 宋史 宋史 同史 同史
6 脩 制	Cīt Cūlānayipadmadeva				{Leyden 大藏經 同大藏經}
7 息 離 麻 羅 皮 皮	Cīt Māvī (Jayottuugavarmān)				
8 迷 遊 蘇 逃 呑 吐 潘	Aji (=Rājā) Sumatrabhūmi				
9 室 離 盡 奉	Qī deva (亥ノ王ニ同シ?)				
悉 利 麻 霞 闍 蝶	Saingrānavijayattungavarmān	紹興二十六年	A.D. 1156	Tanjore 寺院銘	
Qī Mahārājā (亥ノ王名=非ズ)	Kumratē An Mahārāja Cīnat Trailocarāja Maulbhussapavrmān	Ca 1250 A. D.	Jaya Khmer 文碑銘		
10 Cīnat Tribuvārman rājanutulivarmadeva (Mahañāgādhibhūrājā)		A.D. 1286	不空羂索觀音銘		
11 (此間 Mahārāja Padm 女王アルベシ)					
12 Ādityavarmānripatnamajivarmān		A.D. 1343	支拂像銘 (角林博物館藏)		
13 (Cīmat qī Udayādityavarmān)		A.D. 1347 即位 —1378死	Pagar Ruyon 碑銘		
14 Añanavarmān (前王ノ後嗣タヘル明ナルモ節位不詳)	Cailendra 家ノ最後者				
*馬 哈 利 丸 利	Mahārāja Prabhu (或ハ Adityavarmān?)	洪 武 三 年 A.D. 1370		明史三二四 同 1745	
南海に於ける大陳王國川佛像等の佛教文化					

### 三、外國との交渉

#### (一) 支那と佛逝との交渉

(但し此項には大乘燈、大津等求法傳に出づる留學僧を始めとして慧日慧超法遇等の三藏を除き専ら政治的關係に止む。)

#### A 唐朝

	(支那年月)	(西紀)	(王名又使者名)	(文獻)
1	高宗咸享年間	六七〇—六七三	曷蜜多	舊唐書南蠻傳
2	中宗嗣聖十二年	六九五	唐帝使ヲ遣シ朝貢ヲ命ズ	唐會要一〇〇二十二左
3	同十九年	七〇二		冊府元龜九七〇十八右
4	玄宗開元元年	七一三		冊府元龜九七一二右
5	玄宗開元十二年七月	七二四	使俱摩羅	同
6	同 年 八月		答禮使ヲ派ス	新唐書二二二下四右 冊府元龜九六四十五左
7	開元十六年			新唐書二二二下四右 冊府元龜九七一七左
8	開元二十九年十二月	七四二		同
				九七一六右
				新唐書二二二下四右 冊府元龜九六四十五左
				新唐書二二二下四右 冊府元龜九七一七左
				同
				九六五一右

9 哀宗天祐元年

九〇四

先留(末留)

文献通考南五十三丁

## B 宋朝

1 太祖建隆年間 九六〇—九六一 悉利胡大霞里檀

文献通考南五十三丁

2 同 開寶四年 九七一

宋史四八九

3 同 五年 九七二

同

4 同 七年 九七四

同

5 同 八年 九七五

同

6 太宗太平興國五年 九八〇

同

夏池  
遐至  
使蒲押陀羅

7 雍熙二年 九八三

同

8 端拱元年 九八五

同

9 淳化三年 九八八

同

10 真宗咸平六年 一〇〇三

思離囉無尼佛麻調華  
正使 李加排

同

(文獻通考南五十三丁)  
宋史四八九九左

副使 無陀李南悲排

11 大中祥符元年 一〇〇八

思離麻囉皮

同

正使李眉  
副使蒲婆

藍地

12 天禧元年 一〇一七

霞遲蘇迷勿叱蒲迷

同

使蒲謀

13 仁宗天聖六年 一〇二八

室利禱華

西

使蒲押陀羅歇  
副亞加盧

14 英宗治平四年 一〇六七

使地華伽羅

同

15 神宗熙寧十年 一〇七七

使羣陀畢羅

16 同元豐元一二年 一〇七八

使房亞里

通宋文獻通考南五八六丁  
考史

17 同 元豐五年 一〇八二

使皮襪、胡仙、地華加羅

18 同 六年 一〇八三

使薩打華滿  
悉沙文

19 哲宗紹聖年間 一〇九四—一〇九七

20 南宋高宗紹興二十六年一二五六

悉利麻霞囉蛇

21 孝宗淳熙五年一二七八

同 同

## C 元 朝

1 世祖至元十七年十二月一二八一

元招討使ヲ派ス

2 同 十八年六月

再び使ヲ遣ス

3 同 十九年七月 一二八二

同十九一左

4 同 三十年 一二九三

同十二五左

5 成宗元貞元年 一二九五

同十八四右及六左

6 成宗大德三年 一二九九

同二一〇五左

7 同 大德五年 一三〇一

同二一〇一右

## D 明 朝

1 太祖洪武三年 一三七〇

明ヨリ使ヲ遣ス

2 同 四年 一三七一

馬哈刺札刺ト

明史三二四十七左

同

3 同	六年	一三七三	藩王恒麻沙那阿
	七年	一三七四	藩王馬那哈寶林邦
1 同	八年	一三七五	同
同	八年九月	一三七五	藩王僧伽烈宇蘭
同	九年	一三七六	藩王麻那者巫里
洪武十年			三佛齊滅亡

同

史

洪武十年

藩王麻那者巫里  
三佛齊滅亡

## (二) 印度との交渉

(文献に表はるゝもの)

(西 紀) (事 件)

(文 獻)

1

六八九—六九一 Cākīrakirti 宣教

南 海 寄 傳

2 唐開元五年

七一七 南天僧金剛智來錫

貞元錄十四結六、七八左  
宋高僧傳 致四、七〇左

3 シャカ六〇八

セセイ Layanta 及 Adhinnmkti 留錫

VienSa 碑銘

九四三—九五五頃錫崙ヲ征服ス

mas'udi 「金ノ原」

5 宋太平興國八年

九八三 Vimalaçri 留錫

宋史四九〇—左  
佛祖統紀四一—致九、九十八右

6 同 咸平六年 1001  
 チヨラ征服  
 ネガバナナニ寺ヲ延ツ  
 宋史四八九九左

8 大統二十二年 1005  
 チヨラ王 Rājarāja I.  
 佛逝王ハ先王ノ寺ニ對シ  
 ライデン大憲章

9 大統十九年 1012  
 チヨラ王 Rājendracola I  
 Anaimangolaヲ朱印地トス  
 チヨラト交戦シテ敗ラル  
 ライデン大憲章

10 Virājendra I ノ世 1018  
 チヨーラト交戦  
 タンジヨール持院銘文  
 Hultzsch; South-Indian Inscriptions. (Vol. III. p. 192)

(文献通考南五代トハ熙寧年間1068-1077駐輦ヲニ佛齊ノ附庸國トス)  
 チヨラ王 Kōvīrāja-kesaripanna ノ世 1084頃  
 佛逝王ハ前ノ朱印地ヲ免祖トス  
 佛逝王ハタミー語ノ公文書ヲ發ス  
 チヨラ王 Parākrama-  
 bāhu II. 大統二十二年 1055  
 錫峯征服  
 mahāvānsa LXIII. 39  
 „ LXXXVIII. 62  
 (趙汝遡ノ諸蕃志(西紀一二一五年)ハ細蘭を佛齊ノ屬國トス)

### 三、馬來地方との交渉

(文献ニ出タル日附) (西紀) (事) (件) (文) (献)

- |   |        |     |     |       |        |   |               |            |          |              |                  |            |
|---|--------|-----|-----|-------|--------|---|---------------|------------|----------|--------------|------------------|------------|
| 1 | シヤカ六〇八 | 六八六 | 瓜   | 哇     | 遠      | 征 | Kota Kapur 碑銘 | Vien Sa 碑銘 | Grahi 碑銘 | Masūdi [金ノ原] | Sdok kok thom 碑銘 | 劍橋大學藏尼波羅寫本 |
| 2 | 同      | 六九七 | 七七五 | 馬來半島ニ | 勅願寺ヲ建ツ |   |               |            |          |              |                  |            |

南海に於ける大乘王國三佛齊とその佛教文化

宋淳化三年 九九二 東瓜哇ニ敗ラル

宋史四八九十二右

4 シャカ九二九 一〇〇七 東瓜哇ヲ征服シ王ヲ殺ス  
Stein Callenfels: De veroveraar van Dharmavanya's kraton, (Oudheik-ungdig verslag) (1919 p. 156)

5 宋寶慶元年 一一一五 此頃南海十五國ヲ屬領トス

諸蕃志上

6 シャカ 一一八六 一一六四 瓜哇ト交戦シテ敗ラル

Pararaton  
(trd. by Brandes, ed Krom, p. 92)

7 シャカ 一一九六 一一七四 同

8 シャカ 一一〇八 一一八六 瓜哇王ヨリ佛像ヲ送ラル

不空羈索觀音台座銘

9 シャカ 一一六五 一一四三 瓜哇王ノ陪臣タルノ榮ニ

伯林人種學博物館藏文殊像銘

(「れ恐ヘ Pagar ruyon 碑銘 (西紀一三五六) に記す五重僧院と同じなるべし。)

10 シャカ 一二八七 一三六五 瓜哇屬國トシテ記サル  
Prapanca; Nagarakrtagama, XIII p. 50.XLI 105p. (H. Kern 蘭譯)11 明洪武十年 一三七七 瓜哇ニ滅ボサル  
明史一一一四十八右

## (四) アラビヤとの交渉 (文献に出でるる)

此の一項は G. Fesrand, i.e Ko'tuen-louen et les anciennes navigations intercéaniques dans les mers du Sud, J. As. XI-XIV, 1919 に負ふ所多し。今人名を出して書名を略

A. P. 844—848

851

ca. 900

902

ca. 903

ca. 916

943—955

ca. 1000

„

Ibn Ḥardādbeh  
Sulaymān

Īṣlāk bin Imrān

Ibn Al-Fakīh

Ibn Rosteh

Abū Zayd Ḥarān

mas'ūdī

Al- Farīs

(Ibrāhīm bin Wāṣīf-Sah)

ca. 1030

Birūnī

1132

Ḩarākī

1154

Edrīsī

1224

Yakūt

1286

Ibn S'aíd

1280

兀庶 Sulayman

1281

兀庶 Samsu'd-dīn

1273—1331

Abūlfiḍā

ca. 1325

Dīmas'ki

(以下次號)